京都市
CITY OF KYOTO

＜報道発表資料＞

令 和 ８ 年 １１ 月 ５ 日
京都市文化市民局文化市民部
消 費 生 活 総 合 セ ン タ ー

京都市内の事業者による食品の不適正表示に対する措置

京都市では、市内の事業者が生鮮農産物（青ねぎ）の販売に際し、食品表示法（平成２５年法律第７０号。以下「法」という。）第４条第１項の規定に基づき定められた食品表示基準（平成２７年内閣府令第１０号。以下「基準」という。）の規定に違反する表示を行っていたことを確認しました。

このため、本日、当該事業者に対し、法第６条第１項の規定に基づき、表示の是正及び原因の究明・分析の徹底並びに再発防止対策の実施等を指示しましたので、同法第７条の規定に基づき、この旨を公表します。

【対象事業者】

ＫＵＪＯ　ＬＩＮＫＳ株式会社（旧 株式会社葱保。以下「事業者」という。）
代表者：代表取締役　村上　真由美
所在地：〒601-8372 京都市南区吉祥院嶋高町３

【経過及び確認した事実】

⑴　事業者から京都市に対し、約３年前から中国産及び他府県産のねぎを混入していたにもかかわらず、原産地を「京都府産」として表示・出荷していた旨を記載した自主申告書が、令和８年５月１８日に提出された。

⑵　京都市では、自主申告書に記載された内容に基づき、関係各所と連絡をとりつつ、事業者への事情聴取及び根拠資料の確認を進めた。

⑶　その結果、事業者が「京都府産九条ねぎ」等と冠した商品に、少なくとも令和７年１月１日から同年１２月３１日までの間、鹿児島県産、長野県産、三重県産、兵庫県産及び中国産の青ねぎ４２８ｔ７６６ｋｇ（１億４，５２３万１，４６２円相当）を京都府産ねぎに混入し、刻みねぎ５８９ｔ３８４ｋｇ７４０ｇ（５億４９５万２，０７０円相当）に加工して原産地を「京都府産」と表示したうえで、一般用生鮮食品として販売していたことを確認した。

【措置】

事業者が行った上記(3)の行為については、法第４条第１項の規定に基づき定められた基準の規定に違反することから、事業者に対し、法第６条第１項の規定に基づく以下の内容を指示した。

(1)　加工・販売しているすべての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の食品については、速やかに、基準に従って適正な表示に是正したうえで販売すること

(2)　販売した食品の一部について、基準で定められた遵守事項が遵守されていなかった主たる原因として、社内において、消費者に対し正しい表示を行うという意識及び食品表示に関する認識の著しい欠如並びに表示内容の確認・管理体制に不備があると考えざるを得ないことから、これを含めた原因の究明・分析を徹底すること

(3)　(2)の結果を踏まえ、社内における食品表示に関する責任の所在を明確にし、食品表示のチェック体制の強化、拡充等の再発防止策を実施するとともに、当該対策によるチェック体制等が有効に機能していることを定期的に検証し、必要な改善を行うこと。これにより、今後販売する食品について、基準に違反する表示を行わないこと

(4)　全役員及び従業員に対して、食品表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること

(5)　(1)から(4)までについて、改善結果を令和８年１２月５日までに京都市長宛てに書面で報告すること

＜参考＞

事業者は不正競争防止法違反及び食品表示法違反により、令和８年７月３日に法人に対し罰金８０万円、前代表者に対し罰金５０万円がそれぞれ京都簡易裁判所から科されている。

【参考資料】

関係法令抜粋

＜当資料に関するお問合せ先＞

京都市文化市民局文化市民部消費生活総合センター

電話：０７５－３６６－２２５０

（参考）関係法令抜粋

●食品表示法（平成２５年法律第７０号）抜粋

（食品表示基準の策定等）

第四条　内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

一　名称、アレルゲン（食物アレルギーの原因となる物質をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。）、保存の方法、消費期限（食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。）、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項

二　表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

２～６（略）

（指示等）

第六条　食品表示基準に定められた第四条第一項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）が表示されていない食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第一項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあっては、内閣総理大臣）は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

２～８（略）

（公表）

第七条　内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、前条の規定による指示又は命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

●食品表示基準(平成２７年内閣府令第１０号)

（横断的義務表示）

第十八条　食品関連事業者が生鮮食品（業務用生鮮食品を除く。以下この節において「一般用生鮮食品」という。）を販売する際（設備を設けて飲食させる場合又は容器包装に入れないで、かつ、生産した場所で販売する場合若しくは不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合を除く。）には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

（略）	
原産地	次に定めるところにより表示する。ただし、玄米及び精米にあっては、第十九条に定めるところによる。 一　農産物 　国産品にあっては都道府県名を、輸入品にあっては原産国名を表示する。ただし、国産品にあっては市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあっては一般に知られている地名をもってこれに代えることができる。 二～四（略）

２（略）